

城東区地域福祉プラン（案）

令和7年度～令和9年度



城東区役所

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



目 次

1	城東区地域福祉プラン（令和4～6年度）の改定	1
2	計画期間	1
3	城東区地域福祉を取り巻く状況	1
	（1）高齢者	2
	（2）障がい者	7
	（3）こども	9
	（4）生活困窮	10
4	現状を踏まえた基本的方向性	11
	（1）高齢者が最期まで安心して暮らせるまちづくり	11
	（2）障がい者が豊かな人生を過ごせるまちづくり	13
	（3）こどもが安全安心に暮らせるまちづくり	13
	（4）複雑・多様化する福祉課題に対応し、地域共生社会を実現するための 包括的な支援体制の充実	13
5	解決に向けた具体的取組	14
	（1）高齢者が最期まで安心して暮らせるまちづくりに向けて	14
	（2）障がい者が豊かな人生を過ごせるまちづくりに向けて	16
	（3）こどもが安全安心に暮らせるまちづくりに向けて	17
	（4）複雑・多様化する福祉課題に対応し、地域共生社会を実現するための 包括的な支援体制の充実に向けて	18
6	城東区地域福祉プランの実現のために	20
	主な具体的取組の目標数値等	21
	【資料】統計	23

城東区地域福祉プラン

1 城東区地域福祉プラン（令和4～6年度）の改訂

城東区では、平成26年度より、市政改革プランに基づく「ニア・イズ・ベター」の考え方のもと、新しい地域福祉のあり方を示す城東区地域福祉ビジョン（※1）を策定し、各校下の取組みを重視した地域福祉アクションプラン等の取組みを進めてきました。しかし、高齢化の進展、単身高齢世帯の増加、地域のつながりの希薄化など、地域福祉を取り巻く状況は大きく変化しています。今後、地域福祉を増進していくためには、地域のつながりを再構築し、複雑化する福祉課題に対処していかななくてはなりません。コロナ禍で顕在化した生活困窮や孤独・孤立の問題により人と人との気かけあう関係性や、人と社会のつながりの大切さを再認識するとともに、南海トラフ地震のリスクも増す中、災害時に備えた防災と福祉の連携も重要性を増しています。現行の城東区地域福祉プラン（以下「現行プラン」という。）の改定に当たっては、上記の状況を踏まえつつ、第3期大阪市地域福祉基本計画（※2）も踏まえ、現行プランの4つの基本的方向性（①高齢者が最期まで安心して暮らせるまちづくり②障がい者が豊かな人生を過ごせるまちづくり③こどもが安全安心に暮らせるまちづくり④ウィズコロナ・アフターコロナの時代を見すえた新たな活動、地域に応じたネットワークづくり）を踏襲しつつ、SDGs（※3）やこれからの新しい時代に応じた地域福祉のあり方を示すものとして改定を行うものです。

※1 大阪市では市政改革プランに基づき、地域福祉の推進について各区で主体的に取り組むこととし、城東区においては平成26年に第1期地域福祉ビジョンが完成し、その後平成30年に見直しを行い、特に取り組むべき重点項目をかねて、令和元年に第2期地域福祉ビジョンを策定しました。

※2 各区の地域福祉計画（地域福祉ビジョン等）と一体で、社会福祉法第107条の「市町村地域福祉計画」を形成するもので、基本理念や市域全体で実施すべき基礎的な取組み等を示しています。

※3 SDGs（エス・ディー・ジーズ）とは、2030年までに持続可能でよりよい世界をめざす国際目標です。「貧困をなくそう」など17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の“誰一人取り残さない”ことを誓っています。

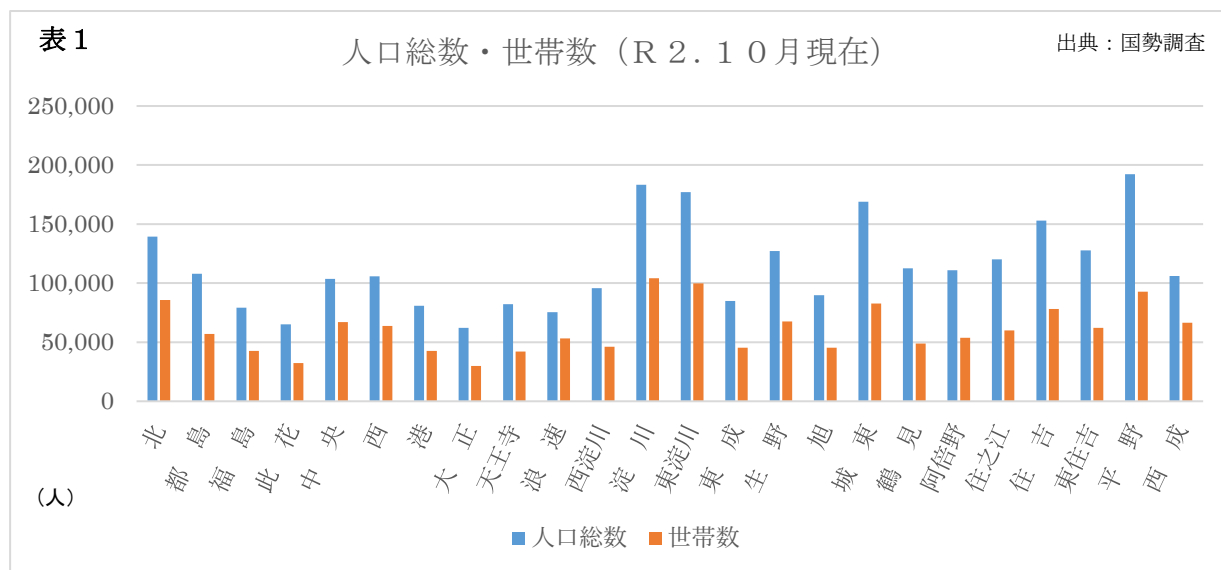
2 計画期間

この計画の期間は、第3期大阪市地域福祉基本計画の計画期間も踏まえ、令和7年4月～令和10年3月とします。ただし、その間、社会状況の変化などにより変更が必要であれば、見直しを行うこととします。

3 城東区の地域福祉を取り巻く状況

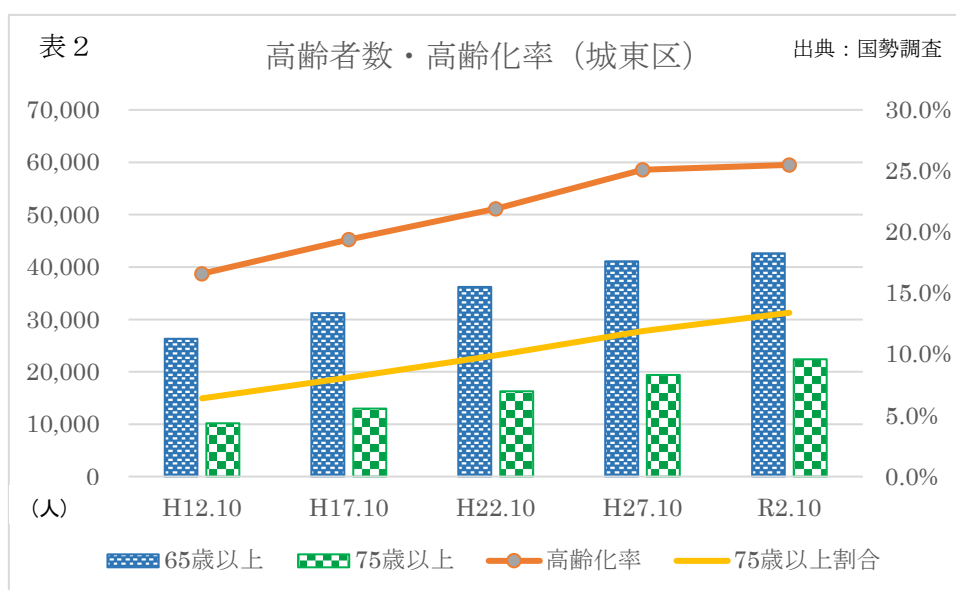
さまざまなデータに基づき、城東区の特徴的な部分をみていきます。

令和2年の国勢調査集計結果によると、城東区の人口は市内第4位で169,043人、5年前（平成27年）の国勢調査に比べて2.6%増加しています。また、世帯数は82,712世帯で市内第5位、人口密度は20,172人/k㎡で第2位となっています（表1）。

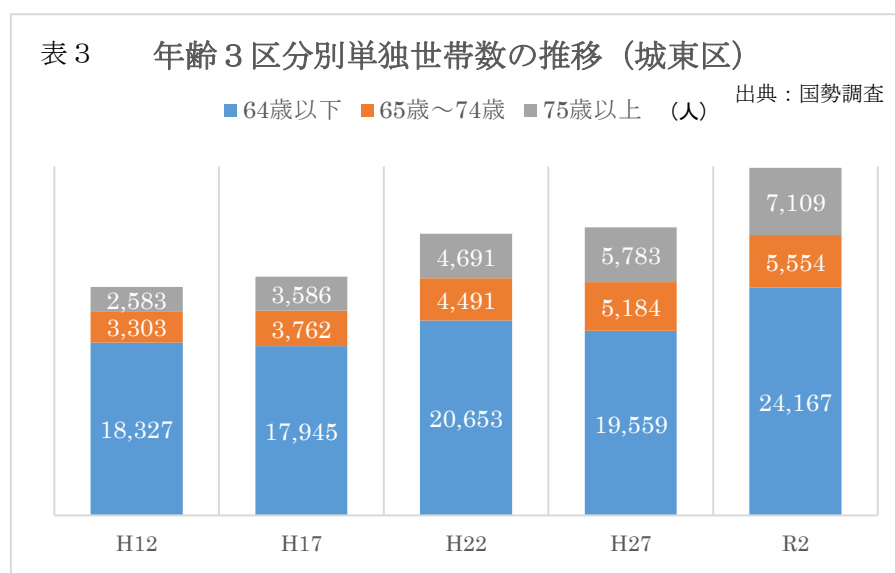


（1）高齢者

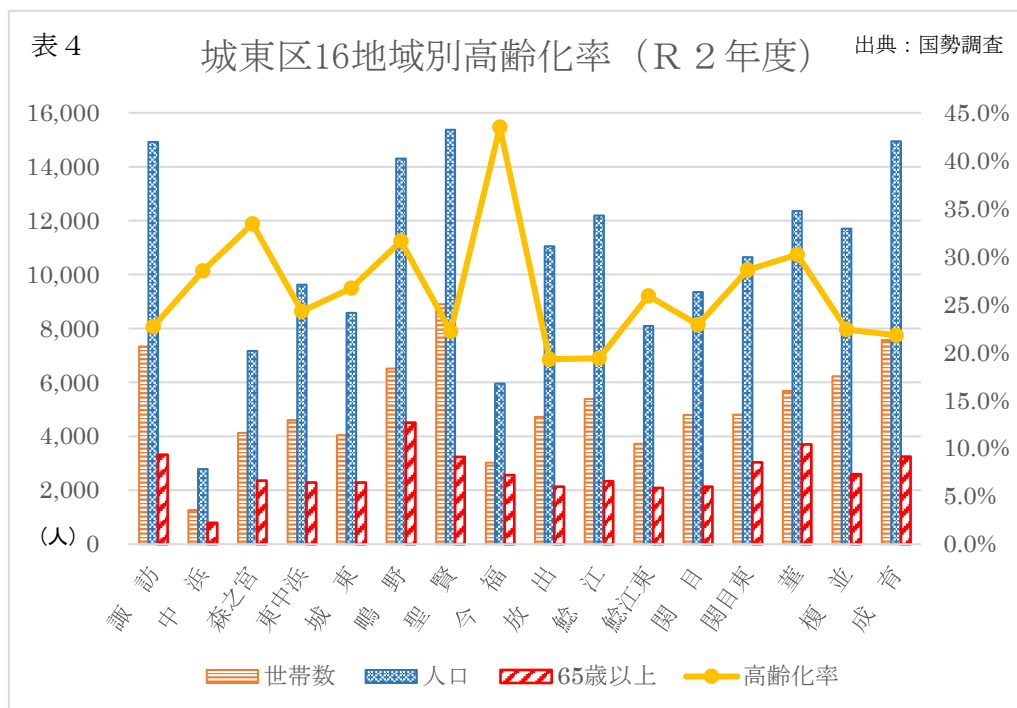
我が国の高齢化率は28.6%、大阪市は25.5%、城東区の高齢化率は、25.5%となっています。城東区の4人に1人が65歳以上という状況になっています。そして、65歳以上の高齢者数は、5年前（平成27年）の国勢調査に比べて3.7%増加しています。特に医療・福祉が必要となる75歳以上の後期高齢者数は15.7%増と伸びが大きくなっています。（表2）



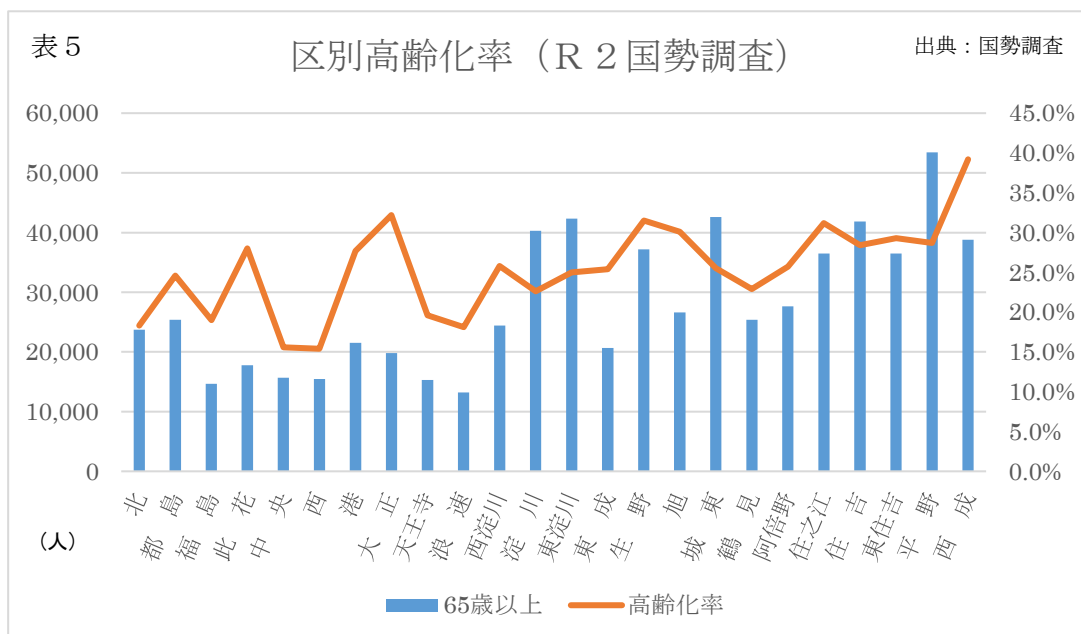
また、単独世帯の高齢者数も増加しています。65歳以上の単独高齢世帯は12,663世帯で、5年前（平成27年）の国勢調査に比べて15.5%増加しています。特に65～74歳の単独高齢世帯に比べ、75歳以上の単独高齢世帯の伸びが大きくなっています。（表3）

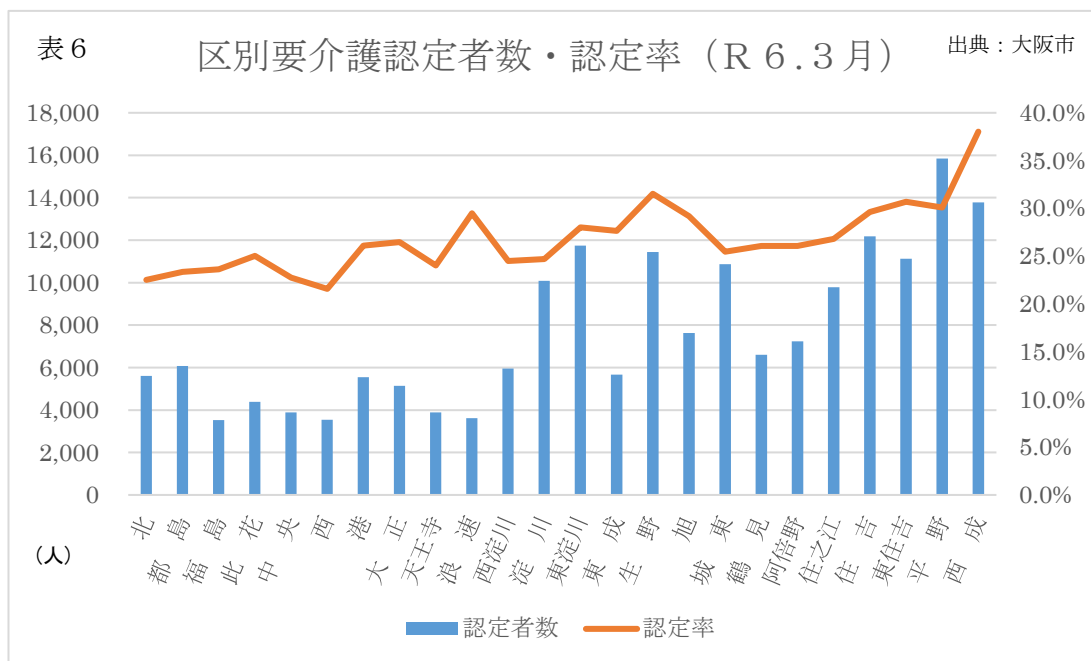


また、地域別にみると、城東区の大きな特徴は、その高齢化率が校下ごとに大きな違いがあることです。最も高い地域では43.5%、低い地域では19.3%と、地域によって高齢化の状況は大きく異なります。URや市営住宅のある地域、昔からの住宅が密集している地域の高齢化率が高くなっており、新しいマンション群の多い地域は高齢化率が低い傾向にあります。（表4）



24区全体で見ますと、城東区の高齢化率は25.5%で高い方から13番目ですが（表5）、要介護認定率は25.5%と、高い方から15番目と若干低くなっています。（表6）





その要因として、城東区は百歳体操やラジオ体操などが各地域で盛んに行われており、このような各地域での介護予防の取り組みやふれあい喫茶、食事サービスなどの高齢者の居場所づくり、地域における見守り活動も盛んに行われていることなどが考えられます。

認知症高齢者等（※4）については、年々、増加しており、特に後期高齢者が増加している状況の中、今後も増加していくことが見込まれます。（表7）

一方、高齢者虐待の相談・通報対応件数は微減傾向にありますが（表8－1）、虐待を受けた要介護認定者のうち約半数の方に認知症の症状がみられたことから（表8－2）、虐待防止の取り組みは、地域における認知症高齢者やその家族への支援が重要です。

表 7

城東区の認知症高齢者等数

出典：大阪市

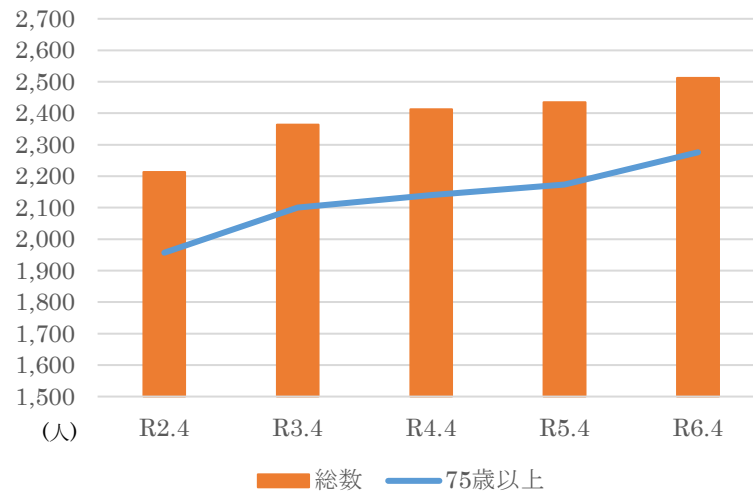
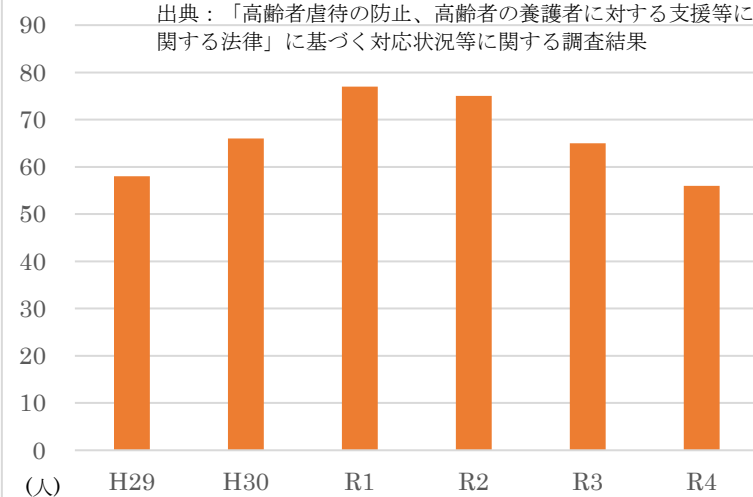
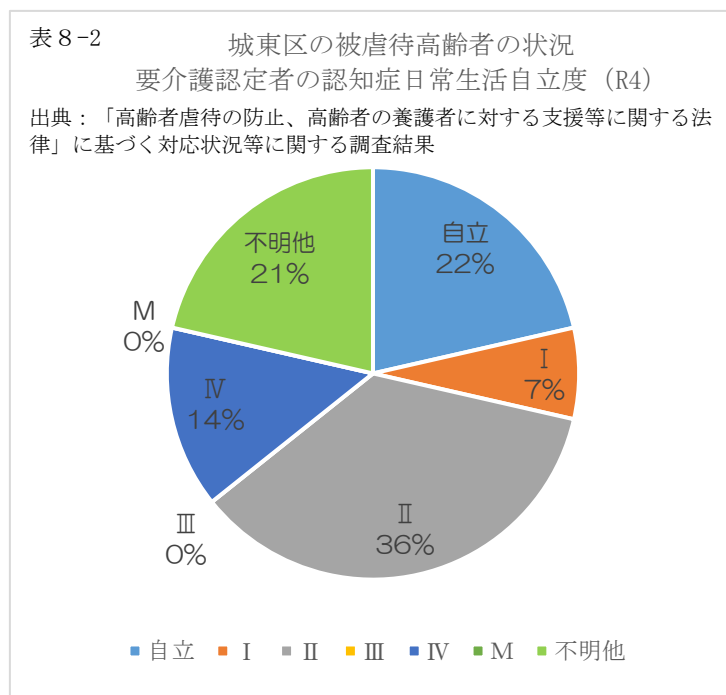


表 8-1

城東区の高齢者虐待相談・通報対応件数

出典：「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果

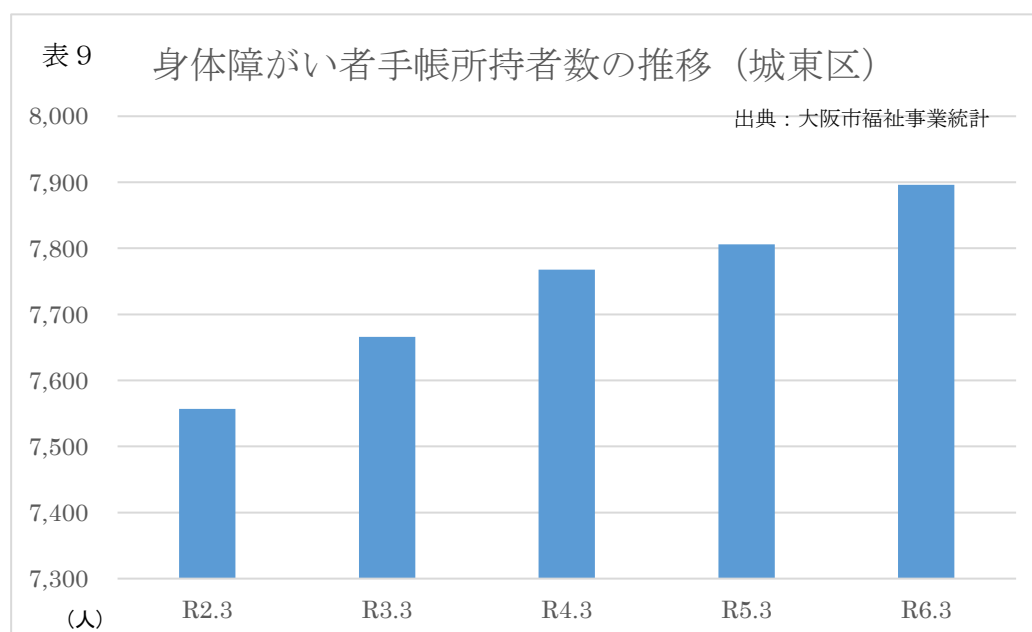


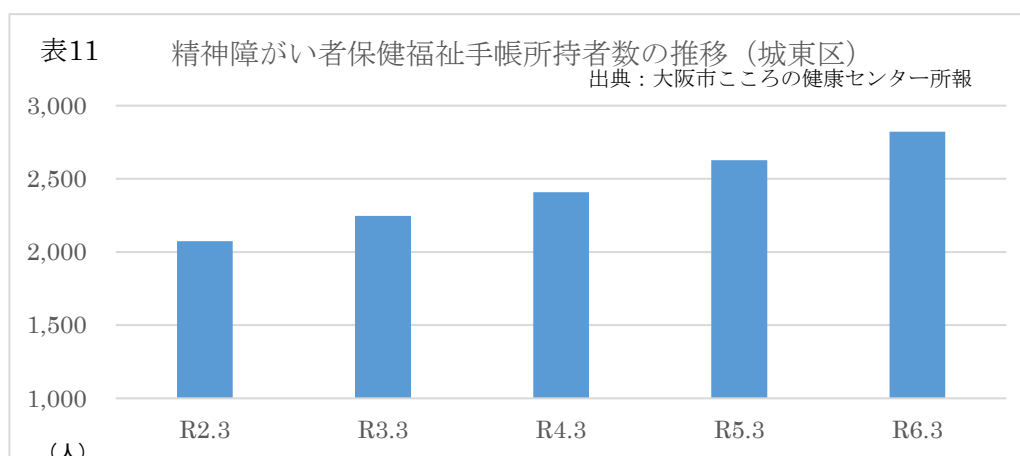
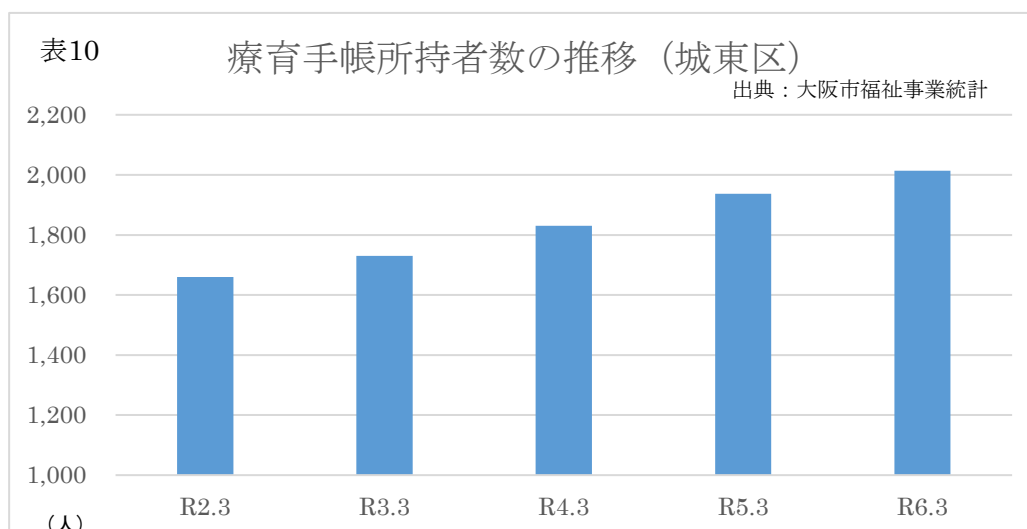


※4 「認知症高齢者等」とは、「何らかの介護・支援を必要とする認知症がある高齢者」とされる「認知症高齢者の日常生活自立度」Ⅱ以上の人としています。（「2015 年の高齢者介護」〈高齢者介護研究会 平成 15 年 6 月〉より）

（2）障がい者

城東区での障がい手帳（身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳）所持者は年々増加し、1 万 2 千人を超えています。（表 9～11）



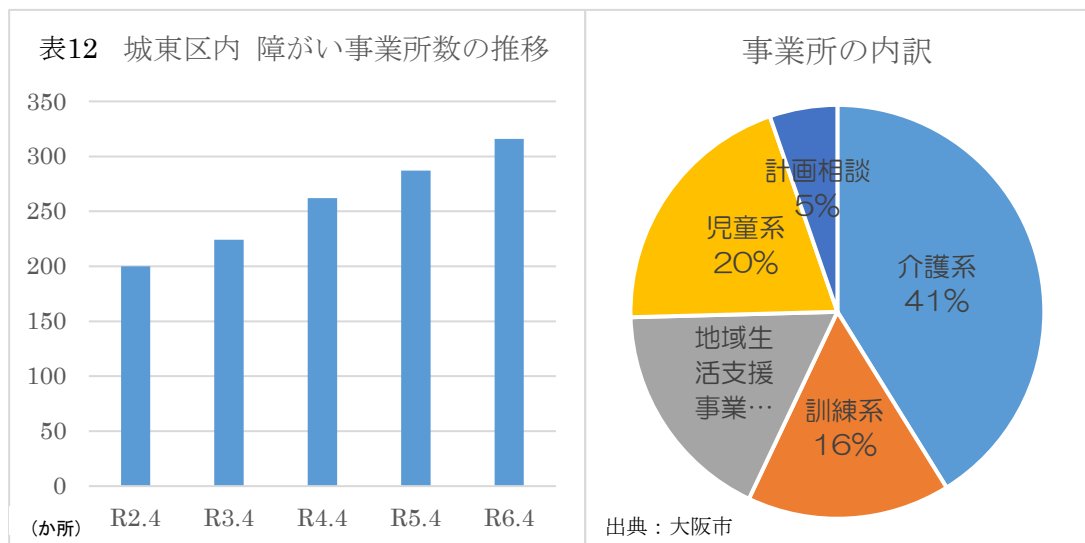


要因としては、身体障がい者については、高齢化に伴う障がいの増加と、障がい者手帳の対象となる部位等の追加（肝臓、HIV など）、制度の充実に伴う手帳取得者の増加があげられます。

療育手帳については、発達障がいの認知度の高まり等により、判定を受ける方が増加したこと、またハローワークなどで障がい者雇用のために手帳取得をすすめられる方が増えたことがあります。

精神障がい者保健福祉手帳については、従来の精神障がいの中核であった統合失調症の発症率は変わらないものの、うつ病やアルコールなどの依存症を患う方が近年大きく増加していることがあります。また、障害者自立支援法の施行により、従来医療制度の対象であった精神障がい者が、通所施設やヘルパーなどの福祉制度を利用できるようになったことも大きい要因です。

このような状況にあわせて、福祉サービスを提供する事業所の数も大きく増加し、現在は 300 か所以上の事業所が展開されています。（表 1 2）



【事業所の内訳】

介護系…居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・生活介護・短期入所

訓練系…共同生活援助・自立訓練（生活訓練）・就労移行支援（一般型）・就労継続支援（A型）・
就労継続支援（B型）・就労定着支援

地域生活支援事業…地域定着支援・地域移行支援・移動支援

児童系…障がい児相談支援・児童発達支援・医療型児童発達支援・放課後等デイサービス・
保育所等訪問支援・障がい児入所支援（福祉型障がい児入所支援）

計画相談…計画相談支援

※事業種別において重複する事業所があり、内訳の総数と事業所数は一致しない

特に障がい児福祉サービスは、障がいのあるこどもの学校教育を補完し、放課後の保育を担う存在として大きく増加しているところです。

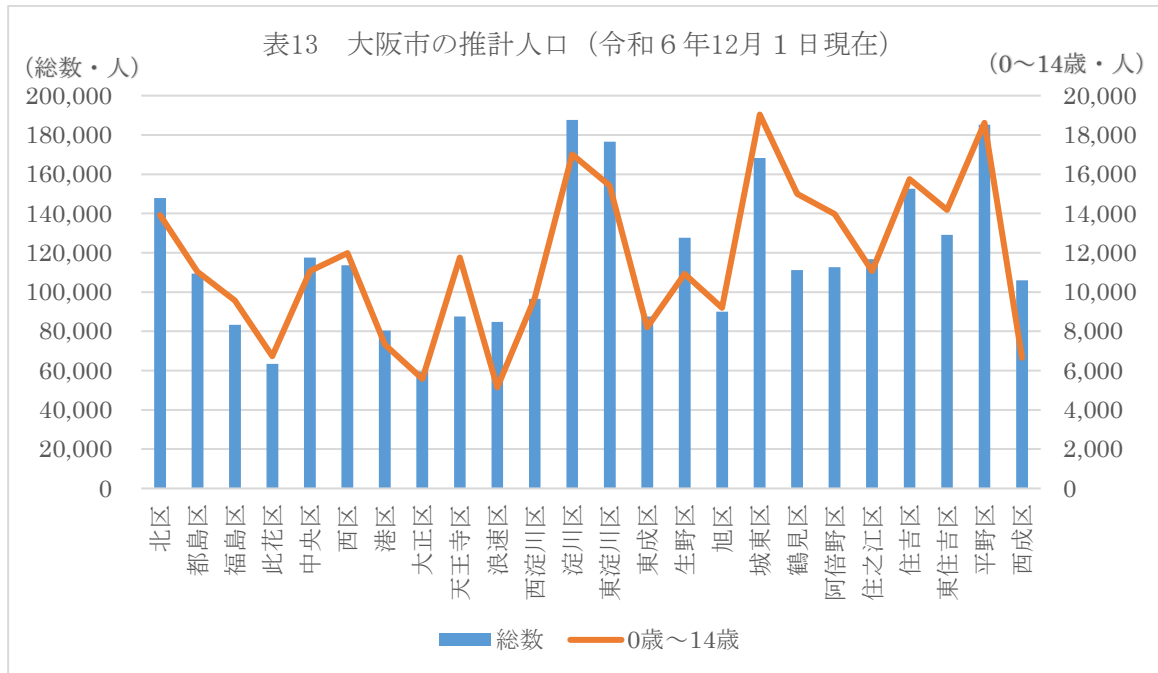
これは先に述べたように、障がい児（者）数の増加と、障害者自立支援法などの法整備によりサービスの利用が普及したためと考えられます。また、従来は社会福祉法人に担われてきた福祉サービスに、NPO や株式会社など、多様な主体が参入できるようになったことも大きな要因です。

（３）こども

０歳～１４歳のこどもについては、市内第１位の人数となっています。（表１３）

城東区の人口

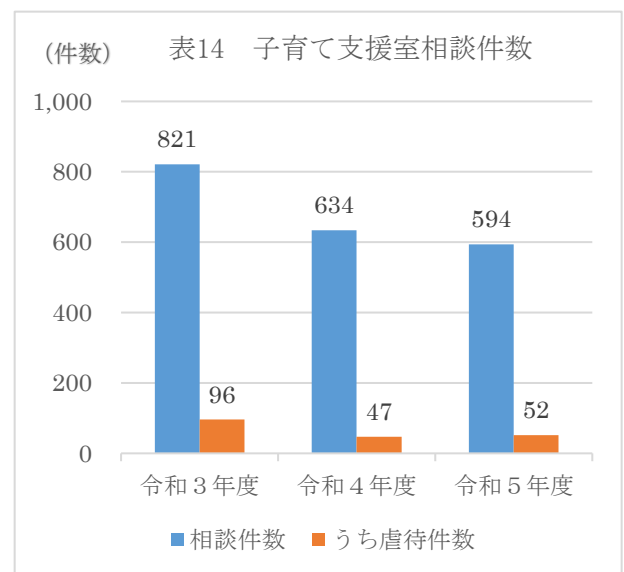
総数：168,199 人（市内第４位） ０歳～１４歳：19,038 人（市内第１位）



（出典：大阪市の推計人口（令和6年12月1日現在）、大阪市）

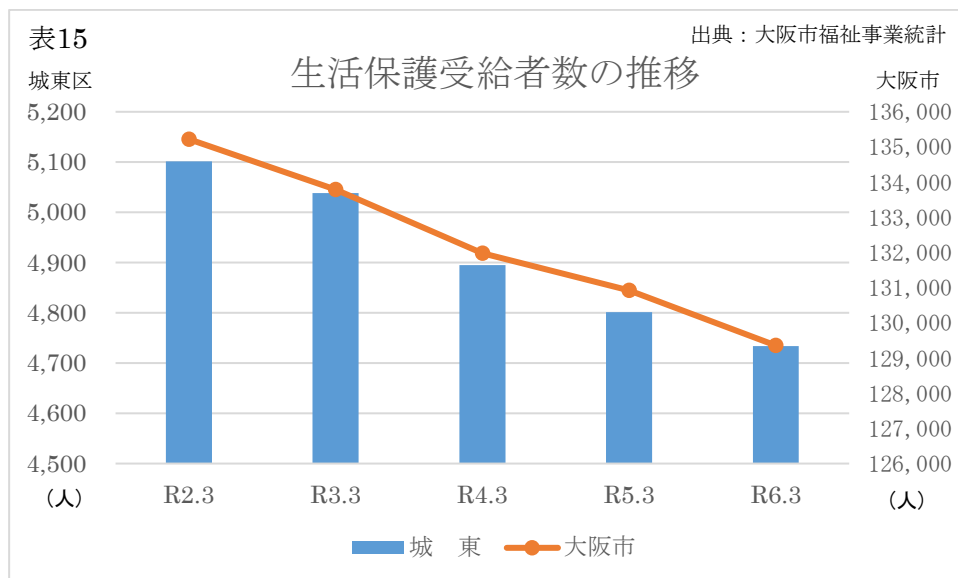
また、当区子育て支援室での相談件数もコロナ禍前の平成31年度相談件数実績（249件）の倍以上となる高い水準で推移しており（表14）、こどもやその家庭を取り巻く環境が複雑・多様化している傾向が見られます。

それらの環境に応じて、例えばヤングケアラー（本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこどもたち）については、こどもらしい生活が送れるよう支援が必要であるなど、さまざまな課題やニーズがあります。また、児童虐待相談件数も一定数発生しており、早期発見・未然防止に向けた取組みは、引き続き重要であると考えられます。

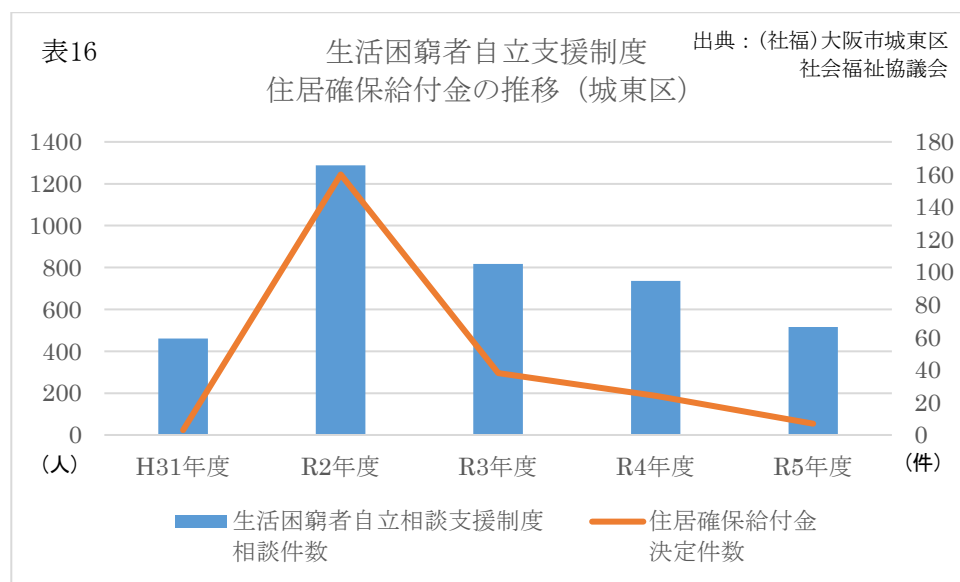


（4）生活困窮

リーマンショック以降、大阪市においては、生活保護受給者は増加の一途をたどり、大きな課題となっていました。ここ数年はピークアウトし、受給者数は減少してきました。（表15）



一方、生活困窮相談件数および住居確保給付金決定件数は新型コロナ発生以降、急増しました。生活困窮相談件数でみると、平成31年461件であったものが令和2年では1288件と2.8倍に増加し、住居確保給付金決定件数でみると、平成31年3件であったものが令和2年では160件と大きく増加しました。その後、新型コロナが収束して以降は、減少傾向にあります。(表16)



4 現状を踏まえた基本的方向性

城東区の現状・特徴を踏まえ、課題に応じた方向性を示します。

(1) 高齢者が最期まで安心して暮らせるまちづくり

後期高齢者の増加、単身世帯の増加の傾向は、要介護者や認知症高齢者の増加、孤立死の増加などの課題につながっていきます。

この傾向は全国の都市部で共通の課題となっており、国は、地域包括ケアシステム（※５）の確立に向け施策を展開していますが、当区においても医師会や地域包括支援センター、社会福祉協議会といった専門機関とネットワークを構成して高齢者が最期まで地域で安心して暮らせるまちづくりを進めています。

城東区ではこの間、食事サービス（※６）やふれあい喫茶（※７）、百歳体操といった地域活動が非常に活発であり、高齢者の健康保持・介護予防、居場所づくりに大きく寄与してきました。新型コロナウイルス感染症の拡大により活動の停滞を余儀なくされる状況がありましたが、活動者の創意工夫で新たな形態を取り入れた活動へつながってきています。

また、認知症の人やその家族が、地域で安心して暮らし続けるためには、まず地域に暮らす人が認知症を正しく知り、理解することが必要です。

認知症強化型地域包括支援センター（※８）や地域包括支援センターを中心に行政、地域、医療・介護等専門職、警察、企業、商店、ボランティア、NPO等のさまざまなメンバーからなるネットワーク構築により、認知症の人の早期発見、早期かつ継続的な支援の仕組みの強化、また誰もが気軽に相談できるよう相談支援体制の充実強化が必要です。

城東区では、地域間で居住形態、人口構成などが大きく異なります。市営住宅やUR（※９）等が集中する地域では、高齢者課題がとりわけ大きなものとなっているなど、地域の特性に応じ、当該地域の資源を活かし、地域、専門職等の連携を強化していくことが必要です。

※５ 地域包括ケアシステムとは、だれもが地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療や介護、福祉、保健、住まい等の相談、支援、サービスを一体的に提供できる体制（ネットワーク）です。

※６ 高齢者の外出の機会確保や食事後の各種レクリエーションによる健康増進、また地域住民同士の交流や認知症の予防など、高齢者の健康と生きがいを目的として、憩の家や会館に参加者が集まって実施。地域により配食（お弁当の配達）も行っています。

※７ 地域の憩いの場として、地域の皆さんの交流を深めることを目的に、コーヒーやジュース、お菓子などを 100 円程度で提供しています。どなたでもお気軽に参加いただけます。

※８ 地域の中で孤立している認知症高齢者を早期に発見し、支援につなげ、地域で暮らし続けることができるよう、認知症施策推進の中核的な機関として各区に 1 か所、認知症強化型地域包括支援センターを設置しています。

※９ 都市部において良好な居住環境を備えた賃貸住宅を安定的に確保し、都市の健全な発展や国民生活の安定向上に寄与することなどを目的として、独立行政法人都市再生機構が供給する賃貸住宅で、城東区では森之宮地区や関目東地区、葦（すみれ）地区にあります。

（２）障がい者が豊かな人生を過ごせるまちづくり

障がいのある方は、年々増加していますが、さまざまなサービスを提供する事

業所も増えています。障がい者の人権が尊重され、より豊かな生活を地域で送ることができるようにしていくことが大切です。

日中を過ごす就労支援や生活介護の事業所なども、その人にあったサービスを選べるよう、支援する事業所が工夫を行い、障がいのある方一人ひとりの意思を尊重し、思いに寄り添った取組みを進めていくことが求められます。

生活の場については、城東区では、重度の障がいのある方が家族と離れてひとり暮らしなどを行う、自立生活の取組みが活発に行われています。グループホームも多く設置されていますが、障がいのある方同士が共同生活するシェアハウスなど、新たな住まいのかたちも、地域自立支援協議会（※10）での検討のもと進められています。また、居住支援法人による支援も進んでおり、今後さらに、障がいのある方が多様な生き方を選択できるような取組みが求められます。

また、障がいのある方が地域で生活を送るにあたっては、さまざまな困難に直面するときがあります。搾取や差別を受けることがないよう、相談や見守りを行う体制づくりが必要です。

※10 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 89 条の 3 第 1 項の規定により、地方公共団体に置くこととされている協議会。障がい者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体、障がい者等、その家族、障がい者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成されています。

（３）こどもが安全安心に暮らせるまちづくり

複雑・多様化するこどもに関する課題やニーズに対して、速やかに、かつ的確に対応していくためには、区役所が保育施設や学校園、こども相談センター等、教育分野や福祉分野などの縦割りを超えて連携することが、これまで以上に重要となってきています。また、民生委員・児童委員、主任児童委員など、こどもを見守り、支援されている地域の方々とも十分に連携しながら対応していく必要があります。

（４）複雑・多様化する福祉課題に対応し、地域共生社会を実現するための包括的な支援体制の充実

全国的なコロナの感染拡大により、感染防止が求められる中で、福祉分野で広がりを見せていた寄り添う、集うといった活動が困難となり、各地で集いの場の開催や対面での支援が困難になるなどの状況がありました。

コロナの収束により、地域の活動は元に戻りつつありますが、今後は、家族や地域におけるつながりの希薄化なども踏まえ、新しいつながりや支援のあり方など、新たな生活様式に応じた新しい地域福祉活動のあり方を模索し、地域共生社会の実現を進めていく必要があります。

また、高齢や、障がい、といった従来の枠を超えて、複合的な課題を抱える世

帯も多く、関係機関間の連携により、伴走型支援をよりいっそう進めていく必要があります。その他、外国人住民の増加や国籍の多様化など地域住民を取り巻く環境変化への対応、貧困及び自立支援への対応、ケアラー（ヤングケアラー（※11）やダブルケアを含む）や、ひきこもり、8050問題にみられる孤立世帯や支援拒否世帯へのアプローチなど課題はより複雑化しています。地域における気にかける地域づくりの推進、相談したいときに相談できる体制の整備、伴走型支援をするための断らない相談支援、関係機関間の連携など総合的な相談支援体制の充実が求められます。

また、地域とのつながりが希薄な孤立世帯の方々に対し、気にかける地域づくりを推進するとともに、専門職と連携し、アウトリーチを強化し、支援につなげていくことも必要です。

そして、孤立しがちな方々の地域における居場所づくり、地域活動への参加を促すとともに、福祉サービスの受け手が担い手につながるような参加支援の取り組みを進めていく必要があります。

また、既存の制度のはざまにあたり、生きづらさを抱えているの方々に対し、常に寄り添う視点をもって、地域住民、行政、専門機関などが連携して課題を解決し、誰一人取り残さない地域共生社会をめざしていくことが求められます。

また、こども、高齢者、障がい者への虐待を防止し、一人ひとりの人権を守り、尊重される社会をめざし、相互理解を進めていく必要があります。地域資源を活かし、ネットワークを形成し、地域の特性に応じた取り組みを進めていくとともに、地域間で課題や取り組みの情報を共有化するとともに、持続可能な活動としていくために、地域における活動の担い手の確保、人材育成の取り組みも必要です。

※11 本来大人が担うと想定されているような家事や家族の世話などを日常的に行っているこどもたちのことです。こどもとしての時間を引き換えに、家事や家族の世話などに時間を費やすことで、友達と遊ぶことや勉強することができなかつたり、学校に行けなかつたり、遅刻するなど、こどもらしく過ごせていない可能性があります。

5 解決に向けた具体的取組

方向性にもとづいた具体的取組を例示します。今後の社会状況に応じてそのつど地域で話し合い、工夫していくことが大切です。

（１）高齢者が最期まで安心して暮らせるまちづくりに向けて

今後も認知症高齢者の増加が見込まれることから、高齢者の権利擁護として、虐待防止の広報や研修、要援護者に対するアウトリーチの強化が必要です。また、将来の災害発生に備え、災害時要配慮者支援に向けた人材育成、訓練のモデル実施を行うなど、災害時要援護者に配慮した福祉と防災の連携の取り組みが必要です。現在、医師会、歯科医師会、薬剤師会、訪問看護ステーション、地域包括支援セ

ンター、社会福祉協議会、介護支援事業者等と連携して取組みを進めている地域包括ケアシステムについては、地域で最期まで自分らしく暮らすという理念の普及に努め、個々人が人生の最期をどのように地域で過ごしたいのか家族、医師、介護事業者なども含めて話し合い、個々人が尊厳をもって人生の最期を迎えられるような仕組みづくりを進めます。

見守り活動については、社会福祉協議会の見守り相談室（※12）を中心に、民生委員、地域福祉支援員（※13）、地域活動協議会など地域の方々が担っていただいておりますが、この間、発生している孤立死に対応するため、支援が必要な世帯に対するアウトリーチを強化するとともに、見守り協力事業者についても、介護事業所や町会、銀行、郵便局、薬局、商店、銭湯など幅広く拡大していきます。また、災害時要配慮者支援のための個別避難計画策定（※14）、災害時要配慮者支援に向けた人材育成、訓練のモデル実施など、防災部門、地域と協働して取組みを進めます。

特に、区域の大部分がURの団地で、昭和40年代から50年代にかけて入居した住民の高齢化が進む森之宮地域では、森之宮病院、UR、大阪公立大学等と連携し、健康寿命の延伸をめざし、医療介護連携やDXを活用した災害時の要援護者支援などのスマートエイジング・シティ（※15）の取組みを進めており、高齢化が進む地域の先行事例となるよう、積極的な取組みを進めていきます。

また、地域における取組みを把握・集約し、共有化を図ることで、先進的な取組みの横展開を促進するなど、区の地域福祉全体のさらなるレベルアップが図れるよう取り組んでいきます。

※12 大阪市では、誰もが安全安心に暮らせる地域社会の実現に向け、「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」を実施しており、各区の社会福祉協議会に福祉専門職のワーカーを配置した「見守り相談室」を設置し、地域の見守り活動への支援、孤立世帯等への専門職による対応、認知症高齢者等の行方不明時の早期発見の取組みを進めています。

※13 要配慮者の情報収集、関係作り、支援体制の構築等を行う地域サポーターと、地域の実態を踏まえた特色ある福祉の取組支援を行う推進コーディネーターを総称し、地域福祉支援員と呼んでいます。区内各地区において、憩の家や会館等にその事務所を置いています。

※14 大阪市では、各地域の自主防災組織を中心に、災害時に自力での避難が難しいと思われる方のうち、特に支援が必要な方（避難行動要支援者）の生命・身体を守るため、「個別避難計画」の作成支援に取り組んでいます。

※15 スマートエイジング・シティとは、「ヘルスケア」や「エイジング」をコンセプトとして、「今いる住民が地域で安心して快適に住み続けられ、かつ多様な世代の新たな住民を惹きつける、超高齢社会の活気あるまちのモデル実現」をめざす取組みをいいます。

【区として特に重点的に取り組む課題】

- ・認知症対策の強化（認知症予防の強化、認知症への理解促進と支援者を増やすための取組みを進め、DXを活用し認知症に関する正しい知識と理解とともに、地域での見守りの留意点や専門機関等具体的な相談先等が明確に伝わるよう各種広報媒体を活用し広く市民に伝えていきます。特に、ちーむオレンジサポーター（※16）の活動が各地域で展開されるよう、人材育成、支援者のネットワーク化を進めていきます。）
- ・高齢者等の見守り支援の強化（身寄りのない人や家族に養護能力がない世帯等に、地域における集いの場を活用した見守りとともに、要援護者に対するアウトリーチの強化を進めていきます。）
- ・福祉と防災の連携（災害時要配慮者支援）の強化（災害時要配慮者支援サポーター研修の実施による人材育成や災害時要配慮者避難を想定した訓練のモデル実施に取り組んでいきます。）
- ・地域包括ケアシステムの充実強化（ACP（アドバンスド・ケア・プランニング（※17））の周知啓発、ACP普及のための人材育成、活動支援をより強化していきます。）

※16 オレンジサポーターとは、地域において活動を希望する、または活動している認知症サポーターに、さらなる認知症の知識を習得するためのステップアップ研修を受講された方です。地域で活動するオレンジサポーターを養成することで、認知症の人や家族を支えるチーム「ちーむオレンジサポーター」として、認知症の人を地域で支えます。

※17 アドバンスド・ケア・プランニング「人生会議」とは、もしものときのために、あなたが望む医療やケアについて前もって考え、家族等や医療・ケアチームと繰り返し話し合い、共有する取組みのことです。

（２）障がい者が豊かな人生を過ごせるまちづくりに向けて

地域自立支援協議会において、区と当事者団体、事業者と連携し、取組みを進めます。情報の発信については、ホームページの充実やSNSを活用した個別情報の提供を進めます。また、住まいの場についてはシェアハウスのほか、住宅セーフティネット制度の活用など、地域で暮らせる基盤をつくります。権利擁護については、地域自立支援協議会において複合的な課題を抱える個別事例についての情報共有を行い、支援困難事例等の検討や、個別事例から抽出される地域課題の解決に向け、地域サービス基盤の開発・改善に向けた取組みを推進します。

また、障がい者への理解を深め、共生社会の実現につなげていくため、地域自立支援協議会や大学等の関係機関と連携し、障がい者スポーツ振興の取組みを行います。

さらに、城東区では福祉避難所の協定を結んでおり、地域自立支援協議会において連絡体制の構築などを進めてきていますが、今後は地域の避難所と連携した

効率的な運用について検討を進め、災害に備えます。

【区として特に重点的に取り組む課題】

- ・地域自立支援協議会において福祉サービス事業者と民生委員、地域の意見交換会を実施し、福祉避難所間の連絡体制や、福祉サービス事業者と民生委員、地域との連携体制を構築
- ・各地域におけるボッチャ等の障がい者スポーツの体験やイベントなど障がい者スポーツ振興の取組み、大学等と連携したボッチャ普及指導員講習会の実施、指導者の育成
- ・地域自立支援協議会における個別事例の情報共有による、支援困難事例等の解決に向けた複合的な課題を抱えた障がい者支援の取組み
- ・地域自立支援協議会と民生委員、地域等の障がい者の自立支援に向けた意見交換等を実施し、福祉事業者と民生委員、地域等が連携して障がい者の自立した地域生活を支援する体制を構築

(3) こどもが安全安心に暮らせるまちづくりに向けて

城東区では、学校と区役所、地域資源などが連携する総合的な支援体制「こどもサポートネット」において、子育て・教育・福祉・健康・就労などの複合的な課題を抱えているこどもと子育て世帯をとりまく諸課題について、こどもにとって身近な学校での「気づき」を「見える化」して区役所の福祉制度や地域による支援などにつないでいきます。

また、児童虐待からこどもを守るためには社会全体で取り組むことが重要です。民生委員・児童委員、主任児童委員を中心とした地域全体での見守り、保育施設や学校園などの保育・教育の場での気づき、子育てサロンやつどいの広場でのつながりに加えて、子ども食堂などのサポートネットワークやフリースクールなどとの新たな連携を進めることにより、児童虐待の未然防止や早期発見に取り組めます。

【区として特に重点的に取り組む課題】

- ・こどもサポートネット（※18）を通じた児童生徒の課題の気づき（スクリーニング会議Ⅱの開催等）
- ・課題解決のために連携できる地域資源（子ども食堂、フリースクール等）の発掘とつながりづくり
- ・ヤングケアラー連絡窓口、いじめ・不登校連絡窓口の周知
- ・子育てサロンやつどいの広場の活動の活性化に向けた支援
- ・こども家庭センター（※19）によるサポートプランの作成や0歳児、4歳児を中心とする訪問支援を通じた、課題を持つ家庭の早期発見・早期対応

※18 こどもサポートネットとは、学校園において、学校生活や家庭生活・家庭環境、経済的困窮等の課題を抱えたこども及び子育て世帯を発見し、区役所と連携して保健福祉の支援制度や地域資源の適切な資源につなぎ、社会全体で総合的に支援する仕組みです。

※19 こども家庭センターとは、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対して、母子保健・児童福祉両部門の連携・協働を深め、虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援の切れ目のない対応など、児童及び妊産婦の福祉に関する包括的な相談支援体制を強化することを目的としており、本市では令和6年4月より設置され、各区保健福祉センターの「子育て支援室」と母子保健部門である「地域保健活動担当」の連携を図り、サポートプランの作成や進捗管理など運営を進めています。

(4) 複雑・多様化する福祉課題に対応し、地域共生社会を実現するための包括的な支援体制の充実に向けて

複雑・多様化する福祉課題に対応し、目標とする地域共生社会を実現するため、次の5項目を相互に関連させ、取り組んでいきます。

ア 包括的相談支援

属性や世代を問わず、包括的に相談を受け止める支援機関のネットワークを強化していきます。個人及び世帯において複数の福祉的課題を抱える事例が多くなっています。

まずは相談を受けた機関が相談者に寄り添いながら相談を受け止め、他に支援が必要な機関につなげるなど、連携して対応していきます。

必要に応じ、複合化した課題解決のため、関係機関が集まり、意見交換しながら対応方針を話し合う総合的な相談支援体制の充実事業（「つながる場」など）を活用するなど、相談機関間のネットワークを強化していきます。

イ 参加支援

単独高齢世帯の増加などもあり、家族や地域社会から孤立しがちな世帯も多くなっています。地域における見守りや働きかけ等を通じ、地域における通いの場など、地域にある社会資源等への参加支援を進めていきます。

ウ 地域づくり支援

地域において高齢者等の居場所づくり、いきがづくりなど、様々な地域福祉活動が進められています。地域におけるつながりが希薄化する社会状況において、居場所への参加、交流、学びなどを促進し、孤立しがちな世帯と地域とをつなぐなど、地域共生に向けた地域づくりを進めていきます。

エ アウトリーチを通じた継続的支援

福祉課題を抱え、自ら支援を求められなかったり、また支援を拒否するケースもあるなど、支援が必要でありながら、支援につながらず、かつ社会とのつながりが希薄な世帯もみられます。

地域における見守りに加え、専門職によるアウトリーチを充実強化し、地域と専門職の連携により、支援を必要とする方が支援につながるよう継続的

に取り組んでいきます。

オ 多機関協働

複合的な課題を抱えた世帯を支援するため、分野を超えた連携体制を強化していきます。

現在、地域においては、様々な地域活動を通して、「気にかける地域づくり」が進められています。特に民生委員、地域福祉支援員、地域活動協議会などを中心に見守りを必要とする方々の見守りを進めていますが、区社会福祉協議会（見守り相談室）を中心とした地域での意見交換などを通して、「気にかかる人」の情報を集約し、アウトリーチを進める仕組みを構築していきます。

複合的な課題を抱える方々を支援するためには分野を超えた関係機関間の連絡調整の場が必要となります。「つながる場」などの場を活用し、複合的な課題を抱える方の支援方針のあり方を多機関間で調整し、適切な支援につなげていきます。

地域福祉活動の担い手の発掘、育成については、地域自立支援協議会や大阪公立大学等と連携し、ポッチャの普及促進を通して、障がい者だけでなく、こども、高齢者など年齢や障がいの有無にかかわらず、スポーツを通じた交流を促進していくとともに、ポッチャを普及していくための人材としてポッチャ普及指導員の人材育成を進め、これまでとは違った層の方々に、福祉活動への参画を促し、福祉の担い手の発掘、育成につなげていきます。

また、単身の後期高齢者世帯が大きく増加していることから、地域と連携し、アウトリーチによる相談支援を強化するとともに、終活の相談事業などにも取り組みを進めます。

城東区では、地域の特性に応じた見守りなど、「気にかける地域づくり」の取り組みが進められています。現在、民生委員、地域福祉支援員、地域活動協議会を中心に見守りを進めていますが、社会福祉協議会と連携し、「気にかかる人」の情報が集約される仕組みを構築していきます。

貧困や孤立化などは、なかなか周囲に見えない特性があります。孤立化する貧困世帯で発生しがちな虐待を防ぐことも重要です。城東区では守秘義務が課せられている民生委員・児童委員に「民生委員の皆さん！あなたの気づきが尊い命を救います！」というオリジナルチラシを配付しています。今後も地域福祉支援員や地域団体等を通じ、支援が届いていない世帯や地域とのつながりが希薄な世帯の情報が集約され、専門職等によるアウトリーチを通じてそういった世帯に福祉サービスが届くよう取り組みを進めていきます。さらに、医療機関や学校、地域包括支援センター、障がい支援事業所などとの情報連携を行い課題を共有しながら、支援を要する世帯を支える取り組みを進めていきます。

【区として特に重点的に取り組む課題】

- ・社会的つながりが希薄な世帯の支援を目的とした、各地域における情報交換会の開催等の取組み、専門職による地域とのつながりが希薄な世帯へのアウトリーチおよび総合的な相談支援体制を強化するための、関係機関等を対象とした研修会等の開催
- ・地域福祉活動に参加したことのない区民層に対し、障がい者スポーツの普及などを通じた地域福祉の担い手の発掘等

6 城東区地域福祉プランの実現のために

このプランは、地域共生社会を実現するために策定するものです。プランを立てて終わりではなく、当該プランを着実に実現していくことが重要です。そのため、PDCA サイクルをまわして具体的な取組みが進捗しているか確認し、計画が着実に実現されるよう取り組んでいきます。（取組目標については次頁資料参照）

また、プランの実現には、福祉に携わる人や当事者・家族だけでは決して達成されません。地域住民が主体となり、行政や社会福祉協議会、福祉関係機関、教育機関、医療機関、民間活動団体などが常に課題を共有し、それぞれのもつポテンシャルを活かし、力を出し合い、連携を進めていくことが必要です。区民、行政、企業・団体等が力を合わせ、地域共生社会実現に向けて活動を進めます。

主な具体的取組の目標数値等

1.高齢者が最期まで安心して暮らせるまちづくり	主な具体的取組	現状（R6）	取組目標	目標評価時期	R7	R8	R9
①認知症対策の強化	ちーむオレンジサポーターの拡充	9地域（参考：19チーム）（R6.9末時点）	全16地域にちーむオレンジサポーター設置、全地域で活動展開	計画終期（令和10年3月末）	12地域	14地域	16地域
②高齢者等の見守り支援の強化	アウトリーチによる要援護者支援の強化	アウトリーチの件数 年間289件（R6.12末時点）	アウトリーチの件数 年間500件	計画終期（令和10年3月末）	年間400件	年間450件	年間500件
③福祉と防災の連携（災害時要配慮者支援）の強化	災害時要配慮者支援に向けた人材育成、訓練のモデル実施	福祉的視点での避難所運営を盛り込んだ防災マニュアル作成 16地域 個別避難計画作成 16地域	災害時要配慮者支援サポーター研修の実施 1回 災害時要配慮者避難を想定した訓練のモデル実施	計画終期（令和10年3月末）	研修実施	訓練モデル実施	訓練モデル実施
④地域包括ケアシステムの充実強化	区民周知と地域においてACPを定着・促進するための取組み	ACP普及推進サポーター養成研修の実施（年1回）	ACP普及推進サポーター養成・スキルアップ研修の実施（年2回）	計画終期（令和10年3月末）	ACP普及推進サポーター50人	ACP普及推進サポーター60人	ACP普及推進サポーター70人
2. 障がい者が豊かな人生を過ごせるまちづくり	主な具体的取組	現状（R6）	取組目標	目標評価時期	R7	R8	R9
①障がい者の福祉避難所システムの充実、強化	地域自立支援協議会における福祉サービス事業者間、同事業者と地域との意見交換会の実施	福祉避難所運営マニュアルに基づく訓練の実施	福祉避難所間の横の連絡体制（相互支援ができる体制）の構築 福祉サービス事業者と民生委員や地域との意見交換会の実施を通じた連携体制の構築	計画終期（令和10年3月末）	意見交換会実施（包括圏域）	意見交換会実施（包括圏域） 関係者間の連携体制検討	意見交換会実施（包括圏域） 関係者間連携による訓練の実施
②障がい者スポーツの振興	ポッチャ等を通じた交流と障がい者理解の促進	ポッチャを通じた交流実施 14地域	各地域においてポッチャ等を通し、障がい者、こども、高齢者等住民間の交流がある 全地域	計画終期（令和10年3月末）	16地域	16地域	16地域
③複合的な課題を抱えた障がい者支援の取組み強化	地域自立支援協議会事例検討会議等を活用した困難事例についての協議調整の取組み	事例検討会議における取扱件数 0件	事例検討会議の検討により、支援につながった（又は解決の方向性を出せた）件数 年間3件超	計画終期（令和10年3月末）	年間1件超	年間2件超	年間3件超
④障がい者の自立支援	地域自立支援協議会と民生委員・地域等との障がい者自立支援に向けた意見交換等検討会の実施	地域自立支援協議会と民生委員による障がい者自立支援に向けた勉強会の開催	地域自立支援協議会と民生委員・地域等が連携して障がい者の自立した地域生活を支援する体制を構築。	計画終期（令和10年3月末）	研修会の開催	関係機関での意見交換会の実施	民生委員・地域等の関係機関における相互支援の実施

3. こどもが安全安心に暮らせるまちづくり	主な具体的取組	現状（R6）	取組目標	目標評価時期	R7	R8	R9
①教育現場でのこどもへの気づきの強化	こどもサポートネット等を通じた教育現場での気づき	こどもサポートネットでの各校におけるスクリーニングⅡ会議の開催数 区内全校3回以上実施（117回）	こどもサポートネットでの各校におけるスクリーニングⅡ会議の開催数 区内全校3回（登録全ケースの進捗確認）以上の実施の継続	毎年	全校3回以上の実施	全校3回以上の実施	全校3回以上の実施
②地域とこども・保護者のつながり強化	子育てサロンやつどいの広場の情報発信などを通じた地域とこども・保護者のつながり強化	子育てサロンやつどいの広場の利用者数 37,886 人 子育て応援アプリの運用（R6より大阪市公式LINEへ）および子育て応援情報誌の発行	（1）つどいの広場等子育て支援施設の利用者数の前年度比増 （2）子育て応援情報誌の発行および大阪市公式LINEによる情報発信を毎月実施	毎年	（1）前年度比増 （2）毎月発行・発信	（1）前年度比増 （2）毎月発行・発信	（1）前年度比増 （2）毎月発行・発信
③ヤングケアラーへの対応	ヤングケアラー連絡窓口、こどもサポートネット、家庭児童相談等により把握した件を必要な支援につなぐこと等により、改善を図る	こどもサポートネット等により把握した案件について対応した割合 100％（24 件）	把握した案件に対応した割合 100％の継続	毎年	100％対応	100％対応	100％対応
④こどもを支援する地域資源の発掘と連携強化	子ども食堂等こどもの居場所づくりを推進する「地域こども支援ネットワーク事業」との連携強化	「地域こども支援ネットワーク事業」にかかる広報支援活動 未実施（事業登録団体 23団体）	「地域こども支援ネットワーク事業」にかかる広報支援活動 年 1 回以上実施	毎年	年1回以上実施	年1回以上実施	年1回以上実施
4. 複雑・多様化する福祉課題に対応し、地域共生社会を実現するための包括的な支援体制の充実	主な具体的取組	現状（R6）	取組目標	目標評価時期	R7	R8	R9
①社会的なつながりが希薄な世帯支援、気にかける地域づくりの推進	地域との情報交換会や研修会の開催、声かけ訓練の実施等社会的なつながりが希薄な世帯支援に関する取組みの実施 気にかける地域づくり講演会の実施	社会的なつながりが希薄な世帯支援に関する取組みの実施 2 地域 気にかける地域づくり講演会の実施 1 回	社会的なつながりが希薄な世帯支援に関する取組みの実施 全地域 気にかける地域づくり講演会 毎年実施	計画終期（令和10年 3 月末）	7 地域 実施	12地域 実施	16地域 実施
②包括的な相談支援体制の強化	「つながる場」等関係者のスキルアップ	職員、関係者向けスキルアップ研修会の開催	スキルアップのための研修会等開催（民生委員等の対象者拡充）	毎年	実施	実施	実施
③地域福祉活動の担い手の発掘、育成	これまで地域福祉活動に縁が薄かった層の地域福祉活動への取りこみ（（例）ポッチャ普及指導員）	ポッチャ普及指導員の数 20名（プラス3/2分）	大学等と連携したポッチャ普及指導員の育成（100名、全地域）	計画終期（令和10年 3 月末）	60名	80名	100名、16地域
④関係機関間の連携強化	関係機関間の課題共有・連携の場づくり	複数の関係機関間連携による研修会開催 年 8 回以上	各種関係会議、研修会等を活用した課題共有、意見交換の場の設定 年 8 回以上	毎年	実施	実施	実施

※「－」はなし又は不詳

(表 1)

区別 人口総数・世帯数・人口密度・人口増減率（令和2年10月）

区名	人口総数			世帯数 (世帯)	人口密度 (人/km ²)	対平成27年国勢調査比	
	総数 (人)	男 (人)	女 (人)			人口増減 (人)	増減率(%)
総 数	2,752,412	1,326,875	1,425,537	1,469,718	12,216	61,227	2.3
北	139,376	67,805	71,571	85,785	13,479	15,709	12.7
都 島	107,904	51,763	56,141	56,944	17,747	3,177	3.0
福 島	79,328	37,633	41,695	42,631	16,987	6,844	9.4
此 花	65,251	31,610	33,641	32,318	3,384	△ 1,405	△ 2.1
中 央	103,726	48,676	55,050	67,139	11,694	10,657	11.5
西	105,862	49,586	56,276	63,874	20,319	13,432	14.5
港	80,948	39,498	41,450	42,612	10,299	△ 1,087	△ 1.3
大 正	62,083	30,164	31,919	29,859	6,584	△ 3,058	△ 4.7
天王寺	82,148	37,988	44,160	42,163	16,973	6,419	8.5
浪 速	75,504	38,393	37,111	53,297	17,199	5,738	8.2
西淀川	95,864	47,067	48,797	46,266	6,746	374	0.4
淀 川	183,444	91,327	92,117	104,193	14,513	7,243	4.1
東淀川	177,120	86,660	90,460	99,699	13,347	1,590	0.9
東 成	84,906	40,341	44,565	45,487	18,702	4,343	5.4
生 野	127,309	60,309	67,000	67,616	15,210	△ 2,858	△ 2.2
旭	89,670	42,676	46,994	45,303	14,188	△ 1,938	△ 2.1
城 東	169,043	80,220	88,823	82,712	20,172	4,346	2.6
鶴 見	112,691	53,166	59,525	48,884	13,793	1,134	1.0
阿倍野	110,995	51,160	59,835	53,649	18,561	3,369	3.1
住之江	120,072	57,611	62,461	59,913	5,806	△ 2,916	△ 2.4
住 吉	153,056	71,193	81,863	78,098	16,283	△ 1,183	△ 0.8
東住吉	127,849	60,161	67,688	62,025	13,113	1,550	1.2
平 野	192,152	90,568	101,584	92,872	12,575	△ 4,481	△ 2.3
西 成	106,111	61,300	44,811	66,379	14,398	△ 5,772	△ 5.2

出典：国勢調査

(表2)

高齢者数・高齢化率の推移（城東区）

(単位：人等)

	H12	H17	H22	H27	R2
65歳以上	26,275	31,221	36,210	41,082	42,613
75歳以上	10,161	12,976	16,301	19,381	22,417
総人口	157,936	160,925	165,832	164,697	169,043
高齢化率*	16.6%	19.4%	21.9%	25.1%	25.5%
75歳以上割合*	6.4%	8.1%	9.9%	11.9%	13.4%

*H22以降は年齢不詳を除いて算出 出典：国勢調査

(表3)

年齢3区分別単独世帯数の推移（城東区）

	H12	H17	H22	H27	R2
64歳以下	18,327	17,945	20,653	19,559	24,167
65歳～74歳	3,303	3,762	4,491	5,184	5,554
75歳以上	2,583	3,586	4,691	5,783	7,109
総数	24,213	25,293	29,835	30,526	36,830

出典：国勢調査

(表4)

城東区 16地域別高齢化率（R2年度）

(単位：人等)

	世帯数	人口	65歳以上	高齢化率*
諏訪	7,338	14,923	3,314	22.7%
中浜	1,268	2,781	788	28.5%
森之宮	4,123	7,166	2,355	33.4%
東中浜	4,599	9,627	2,285	24.3%
城東	4,049	8,585	2,292	26.7%
鳴野	6,511	14,300	4,505	31.6%
聖賢	8,904	15,373	3,237	22.2%
今福	3,026	5,951	2,561	43.5%
放出	4,720	11,052	2,134	19.3%
鯉江	5,388	12,191	2,340	19.4%
鯉江東	3,721	8,093	2,081	25.9%
関目	4,788	9,349	2,138	22.9%
関目東	4,798	10,651	3,030	28.6%
葦	5,677	12,355	3,702	30.2%
榎並	6,231	11,704	2,600	22.4%
成育	7,571	14,942	3,251	21.8%

*年齢不詳を除いて算出 出典：国勢調査

(表 5)

区別高齢化率 (R2)

(単位：人等)

	65歳以上	高齢化率*
北	23,734	18.3%
都 島	25,393	24.6%
福 島	14,675	19.0%
此 花	17,779	28.0%
中 央	15,654	15.6%
西	15,481	15.4%
港	21,531	27.7%
大 正	19,826	32.2%
天王寺	15,324	19.6%
浪 速	13,222	18.1%
西淀川	24,429	25.8%
淀 川	40,271	22.6%
東淀川	42,318	25.0%
東 成	20,671	25.4%
生 野	37,208	31.5%
旭	26,621	30.1%
城 東	42,613	25.5%
鶴 見	25,397	22.9%
阿倍野	27,619	25.7%
住之江	36,509	31.2%
住 吉	41,844	28.4%
東住吉	36,491	29.3%
平 野	53,440	28.7%
西 成	38,771	39.2%
大阪市	676,821	25.5%

*年齢不詳を除いて算出

出典：国勢調査

(表 6)

区別要介護認定者数・認定率 (R6.3月)

(単位：人等)

	認定者数	認定率
北	5,612	22.5%
都 島	6,071	23.3%
福 島	3,524	23.6%
此 花	4,389	25.0%
中 央	3,884	22.8%
西	3,541	21.6%
港	5,546	26.1%
大 正	5,145	26.5%
天王寺	3,882	24.0%
浪 速	3,621	29.5%
西淀川	5,960	24.5%
淀 川	10,082	24.7%
東淀川	11,747	28.0%
東 成	5,660	27.7%
生 野	11,439	31.5%
旭	7,634	29.2%
城 東	10,866	25.5%
鶴 見	6,606	26.1%
阿倍野	7,242	26.1%
住之江	9,791	26.8%
住 吉	12,188	29.6%
東住吉	11,129	30.7%
平 野	15,839	30.1%
西 成	13,774	38.0%
大阪市	185,172	27.4%

出典：大阪市

(表7)

認知症高齢者等の数【日常生活自立度（年齢別）】

(単位：人)

居宅		令和2年4月1日現在			令和3年4月1日現在		
		日常生活自立度Ⅱ以上			日常生活自立度Ⅱ以上		
		男	女	計	男	女	計
大阪市	総数	15,672	28,357	44,029	16,442	30,115	46,557
	40～64歳	516	329	845	537	360	897
	65歳以上	15,156	28,028	43,184	15,905	29,755	45,660
	65～74歳	2,898	2,174	5,072	3,099	2,416	5,515
	75歳以上	12,258	25,854	38,112	12,806	27,339	40,145
城東区	総数	739	1,474	2,213	767	1,597	2,364
	40～64歳	14	11	25	16	11	27
	65歳以上	725	1,463	2,188	751	1,586	2,337
	65～74歳	129	102	231	114	123	237
	75歳以上	596	1,361	1,957	637	1,463	2,100

居宅		令和4年4月1日現在			令和5年4月1日現在		
		日常生活自立度Ⅱ以上			日常生活自立度Ⅱ以上		
		男	女	計	男	女	計
大阪市	総数	16,790	30,755	47,545	17,459	31,450	48,909
	40～64歳	525	354	879	554	373	927
	65歳以上	16,265	30,401	46,666	16,905	31,077	47,982
	65～74歳	3,134	2,387	5,521	3,005	2,254	5,259
	75歳以上	13,131	28,014	41,145	13,900	28,823	42,723
城東区	総数	755	1,658	2,413	783	1,652	2,435
	40～64歳	16	14	30	21	17	38
	65歳以上	739	1,644	2,383	762	1,635	2,397
	65～74歳	113	130	243	109	114	223
	75歳以上	626	1,514	2,140	653	1,521	2,174

居宅		令和6年4月1日現在		
		日常生活自立度Ⅱ以上		
		男	女	計
大阪市	総数	18,250	32,382	50,632
	40～64歳	570	371	941
	65歳以上	17,680	32,011	49,691
	65～74歳	3,043	2,179	5,222
	75歳以上	14,637	29,832	44,469
城東区	総数	797	1,715	2,512
	40～64歳	20	19	39
	65歳以上	777	1,696	2,473
	65～74歳	102	95	197
	75歳以上	675	1,601	2,276

出典：大阪市

(表 8 - 1)

高齢者虐待相談・通報対応件数

(単位：人)

	H29	H30	R1	R2	R3	R4
大阪市	960	1,053	1,100	1,169	1,125	1,171
城東区	58	66	77	75	65	56

出典：「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果

(表 8 - 2)

被虐待高齢者の状況 要介護認定者の認知症日常生活自立度 (R4)

(単位：人)

	自立	I	II	III	IV	M	不明他	合計
大阪市	36	53	114	63	26	7	2	301
城東区	3	1	5	0	2	0	3	14

出典：「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果

(表 9)

身体障がい者手帳 所持者数の推移

(単位：人)

	R2.3	R3.3	R4.3	R5.3	R6.3
城 東	7,557	7,666	7,768	7,806	7,896

(大阪市福祉事業統計)

(表 10)

療育手帳 所持者数の推移

(単位：人)

	R2.3	R3.3	R4.3	R5.3	R6.3
城 東	1,660	1,730	1,830	1,937	2,014

(大阪市福祉事業統計)

(表 11)

精神障がい者保健福祉手帳 所持者数の推移

(単位：人)

	R2.3	R3.3	R4.3	R5.3	R6.3
城 東	2,073	2,246	2,408	2,627	2,822

(大阪市こころの健康センター所報)

(表 12)

城東区内 障がい事業所数の推移

	R2.4	R3.4	R4.4	R5.4	R6.4
城 東	200	224	262	287	316

出典：大阪市

事業所の内訳

事業種別	R6.4	
介護系	272	居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・生活介護・短期入所
訓練系	105	共同生活援助・自立訓練（生活訓練）・就労移行支援（一般型）・就労継続支援（A型）・就労継続支援（B型）・就労定着支援
地域生活支援事業	116	地域定着支援・地域移行支援・移動支援
児童系	133	障がい児相談支援・児童発達支援・医療型児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援・障がい児入所支援（福祉型障がい児入所支援）
計画相談	35	計画相談支援
計	661	

※事業種別において重複する事業所があり、内訳の総数と事業所数は一致しない

(表 1 3)

大阪市の推計人口 (R6.12.1現在)

(単位：人)

区名	総数	0～14歳
北	147,880	13,921
都 島	109,398	11,029
福 島	83,388	9,577
此 花	63,484	6,741
中 央	117,597	11,072
西	113,646	11,982
港	80,425	7,313
大 正	59,566	5,569
天王寺	87,515	11,752
浪 速	84,849	5,146
西淀川	96,533	9,705
淀 川	187,654	17,002
東淀川	176,561	15,415
東 成	87,553	8,200
生 野	127,666	10,921
旭	90,027	9,193
城 東	168,199	19,038
鶴 見	111,221	14,997
阿倍野	112,594	13,970
住之江	116,737	11,070
住 吉	152,627	15,747
東住吉	129,178	14,189
平 野	185,272	18,613
西 成	105,992	6,657
計	2,795,562	278,819

(表 1 4)

城東区子育て支援室相談件数 (虐待相談)

年度	相談件数	うち虐待相談
令和 3 年度	821	96
令和 4 年度	634	47
令和 5 年度	594	52

(表 1 5)

区別 生活保護受給者数の推移

(単位：人)

	R2.3	R3.3	R4.3	R5.3	R6.3
北	2,268	2,227	2,156	2,223	2,234
都 島	3,229	3,226	3,143	3,118	3,100
福 島	774	752	734	734	735
此 花	2,666	2,610	2,595	2,556	2,582
中 央	1,604	1,634	1,686	1,710	1,716
西	1,408	1,383	1,371	1,396	1,381
港	3,778	3,659	3,509	3,503	3,377
大 正	3,373	3,302	3,266	3,246	3,168
天王寺	1,430	1,391	1,305	1,293	1,274
浪 速	5,116	5,116	4,992	4,973	4,823
西淀川	3,157	3,120	3,152	3,088	3,076
淀 川	6,255	6,156	6,130	6,059	6,072
東淀川	10,587	10,574	10,647	10,581	10,650
東 成	3,466	3,463	3,469	3,415	3,363
生 野	9,120	9,020	8,860	8,793	8,802
旭	4,494	4,439	4,403	4,359	4,384
城 東	5,101	5,038	4,895	4,801	4,734
鶴 見	2,842	2,799	2,714	2,724	2,708
阿倍野	2,745	2,638	2,598	2,592	2,462
住之江	6,465	6,449	6,355	6,359	6,307
住 吉	9,505	9,403	9,294	9,205	8,984
東住吉	8,095	8,117	8,092	8,033	7,997
平 野	13,023	13,012	12,999	12,904	12,846
西 成	24,720	24,264	23,617	23,261	22,581
計	135,221	133,792	131,982	130,926	129,356

(大阪市福祉事業統計)

(表 1 6)

生活困窮者自立相談支援事業 相談件数の推移

	H31	R2	R3	R4	R5
城 東	461	1,288	817	736	516

(出典：(社福) 大阪市城東区社会福祉協議会)

(表 1 7)

住居確保給付金 決定件数の推移

	H31	R2	R3	R4	R5
城 東	3	160	38	24	7

(出典：(社福) 大阪市城東区社会福祉協議会)